

寛永五年八月の定書に、

一、御城内に有之範番之事、如有來惣町中として可相勤候。然ば範舍人賄之事、御分國中之者においては、其者之

一族并其村中として賄可申。若他國之者又は賄可仕様無可被相渡。又御自安場より被入置者之儀は、過怠銀之内を以賄料可被相渡。右之外に賄方無之範舍人有之者、稻

葉左近・堀三郎兵衛切手次第、町中より賄可申事。

寛永十四年三月の定書に、

一、御城内に有之範番之事、如有來惣町中として可相勤候。然者範舍人賄之事、御分國中之者においては、其者之一族并其村中として賄可申。若他國之者又は賄可仕様無之者、御公事場より被入置候者、公事錢之内を以て賄料可被相渡候。右之外に賄方無之者、罪人裁許人之かたより會所に相渡、會所より之切手次第町中より賄可申候。右範舍人範より出候者、至其時に會所に可及理事。(自餘略之)

右條々無相遠様に可被申付旨被仰出者也。

長瀬五郎右衛門殿

按するに、右牢屋は、慶長廿年の定書に、お坂範番と記載あれば、尾坂門の内に建て置かれたる事著明也。寛永十四年以後、公事場の園内へ移されしかど、其の事諸舊記に所見なし。

○尾坂

延寶の金澤圖に、尾坂門前の坂路を尾坂と記したり。三州志來因概覽附錄に、尾坂は尾山坂の中略の様に官吏なども心得、押立てたるものにも尾坂の字を用ふれども誤なり。實は小坂なり。其の故は河北門より淺野川に及ぶを小坂庄とす。此の庄へ向ふ門なれば、小坂門とも云ひ、又其の門前の坂を直に小坂と云ふ也。といへり。平次接するに、小坂庄は、改作所舊記に載せたる元祿十六年里正十村役の言上書に、金澤市中入込有之村々、淺野川より下は小坂庄内なるよし記載し、同十四年の郷庄村名帳に、淺野・大衆免・卯辰等廿三ヶ村をば、小坂庄とす。此の庄は、

往古大和の春日神社及び南禪寺の領なり。康正二年造内裏段錢國役引付に、春日社領加州小坂庄西方と見り、續本朝通鑑に、正安元年三月。龜山天皇以遷江初倉庄・加賀小坂庄・筑前宗像庄・寄附南禪寺。とあり。さて今小坂庄内廿三ヶ村の中に小坂村ありて、是をナサカと呼べり。此の村落今は金澤下口の街尾大通町の傍にあれども、舊傳に昔は尾張町の地邊に村落ありて、小坂神社は今博勞町紙屋庄三郎の邸地に社殿あり。故に其の時代は大手先を小坂口と呼び、城門をも小坂門と稱しけるを、金澤市中追々建て廣むるに隨ひ、村落も神社も下口へ追出し、今地へ移轉す。といへり。さればおもふに、小坂の地名は、尾山の小坂より負へるなるべし。今小坂門前の坂路所謂小坂にて、此の坂の向うに村落ありたる故に小坂村と呼び、又小坂庄とも稱したるものにて、此の村落に向へる門なりしゆゑ小坂門と呼び、またその門前なる坂をば、後にまで小坂と呼べるゆゑに、此の坂路を小坂口と稱し、或は小坂の下と坂下の地を呼べり。皆此の坂路より起りたる名なるべし。又小坂を尾坂と書きたるを、誤りと三州志にいへるは非也。尾

張の國名も、元は小治と書きたりけん。萬葉集に「小治田」之年魚道と見り、續日本紀に尾張國山田郡人小治田連葉等八人賜姓尾張宿禰。ともありて、上古は小治と書きたりしを、和銅年中國郡等の名を嘉字に改められし時、尾張の字に定められしと聞ゆ。尾張名所記にも、字書に墾治也とありて、田畠を開きしより起りたる地名にて、今春日井郡に小針村あり。此の村國の中央にありて、延喜式に載せらるゝ山田郡尾張神社の鎮座地なれば、當國の田圃を墾きそめし本土なるべし。といへり。右等の例に據れば、小坂口・小坂門を、後に尾坂口・尾坂門と書きなせるも、嘉字に改められしものなりと聞ゆ。越中國下新川郡魚津も小瀬甫庭の太閤記等に小津と記載し、夫より後の書にも、皆小津と書けり。元祿十五年の郷村名義抄に、正保郷帳に小津町と御座候。魚津町と文字春候儀、由來承傳不仕。と見り、金城古定書に載せたる寛永年中の定書に、皆小津町とあり。魚津古今記に、或書に、承應三年及び萬治二年に小津と見り、萬治三年に魚津と見たりといへば、小坂門を尾坂門と書け事と成りたるも、萬治の末頃にや。金谷門・金谷屋敷も昔